

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	横須賀市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/mynumber/index4.html

執行機関名 横須賀市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療費助成条例(昭和47年横須賀市条例第21号)の規定による同条例第2条第1項第5号に規定する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	37	
③ 番号法別表第2の項	57	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		横須賀市個人番号の利用に関する条例(平成27年横須賀市条例第63号)第3条第1項 医療費助成条例(昭和47年横須賀市条例第21号)の規定による同条例第2条第1項第5号に規定する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	医療費助成条例(昭和47年横須賀市条例第21号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 重度障害者、ひとり親等の家庭、乳児及び小児の保健の向上及び福祉の増進を図るため、重度障害者、ひとり親等の家庭、乳児及び小児に対する医療費の助成については、この条例の定めるところによる。
⑦ 独自利用事務の関連規範		医療費助成条例(昭和47年横須賀市条例第21号) 医療費助成条例施行規則(昭和47年横須賀市規則第24号)